

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)

生活保護法による診療所の廃止(〃)

種畜証明書の交付(畜産課)

土地改良区の役員の就任(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(四件)(〃)

土地改良事業計画の決定(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

保安施設地区の指定予定(〃)

都市計画法第六十六条による告示(三件)(都市計画課)

災害危険区域の指定(建築課)

◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集(総務課)

◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告 農業改良普及員資格試験等の実施(農業改良課)

告 示

鳥取県告示第五百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森 医 院 分 院	岩美郡国府町中河原六八 一七	昭和六十二年五月二十六日

鳥取県告示第五百二十六号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
富谷齒科医院	倉吉市河原町一九〇四	昭和六十二年四月十八日
国府町国民健康保険 中河原診療所	岩美郡国府町中河原六八 一七	昭和六十二年四月三十日

鳥取県告示第五百二十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定に
基つき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通
報を受けたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種畜証明 書番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		級 別	飼養者の住所又は所在地 及び氏名又は名称
					父	母		
昭62鳥取県 1第1号	第3金美	黒毛和種	60・9・15	八頭郡智頭町	第20平茂	ちすかねみ	2級	八頭郡智頭町 雅人
第2号	山 本	〃	61・2・20	〃 郡家町	糸北鶴	やまさき	1級	八頭郡若桜町 嘉一
第3号	夕 立	〃	60・11・25	〃 智頭町	第20平茂	ゆうだち	2級	〃
第4号	杉 山 23	〃	58・2・18	東伯郡赤碕町	福 奥 2	にいやまさき 5	特級	東伯郡赤碕町 農林水産省 鳥取種畜牧場
第5号	杉 込 23	〃	58・3・25	〃	〃	ひらかね21	1級	〃

第6号	発牧 23	"	58・10・31	"	栄松 6	むつみひざ21	2級	"
第7号	杉 薫 4	"	58・11・5	鹿児島県	福奥 2	とみきん4	1級	"
第8号	杉 恵 8	"	"	"	"	はやとよ14	"	"
第9号	嵐友 24	"	59・3・8	東伯郡赤碓町	糸 美	さきあお19	"	"
第10号	藤望 4	"	59・3・9	鹿児島県	第2金水	おふく 4	"	"
第11号	栲追 24	"	59・4・2	東伯郡赤碓町	雲清 18	はやかね21	"	"
第12号	夏吹 4	"	59・10・19	鹿児島県	第2賢晴	かつきん 3	"	"
第13号	桜芹 24	"	59・11・4	東伯郡赤碓町	城 桜	やえひで19	"	"
第14号	杉板 2	"	59・11・18	鹿児島県	福奥 2	おかきん 4	2級	"
第15号	黄金産25	"	60・3・3	東伯郡赤碓町	気高富士	やすゆめ22	1級	"
第16号	乙鶴助25	"	60・3・9	"	乙茂鶴19	さねかみ20	"	"
第17号	桜友 25	"	60・3・18	"	城 桜	さきあお19	"	"
第18号	高 茂	"	49・7・12	八頭郡智頭町	北気高	やすこ	特級	東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
第19号	豊 光	"	51・5・15	日野郡日南町	第8裕豊	すぎ一	"	"
第20号	好 桜	"	53・11・14	気高郡鹿野町	城 桜	第1ひらよし	"	"
第21号	城 茂	"	55・2・5	八頭郡船岡町	"	第15ありひらしげ	"	"

第22号	糸北鶴	〃	55・8・2	倉吉市	第7糸桜	にしずる	1級	〃
第23号	富士豊	〃	55・9・1	日野郡日南町	気高富士	あきすえ一	〃	〃
第24号	福栄	〃	55・9・3	西伯郡西伯町	福金波	第3みやくら	〃	〃
第25号	国平茂	〃	56・4・7	八頭郡智頭町	北気高	せんきよう1	〃	〃
第26号	福吉	〃	56・11・25	米子市	福金波	さかえ3	〃	〃
第27号	富士森	〃	57・10・30	日野郡日南町	気高富士	やえ25	〃	〃
第28号	豊松	〃	58・6・1	倉吉市	豊光	いりざわ	〃	〃
第29号	高久	〃	58・10・10	日野郡日南町	気高富士	たかみどり	〃	〃
第30号	北茂	〃	59・2・2	岩美郡岩美町	高茂	第3さかね	〃	〃
第31号	糸平茂	〃	〃	八頭郡智頭町	糸北鶴	ひらしげきよし	〃	〃
第32号	花気高	〃	59・5・12	東伯郡東伯町	気高富士	みやさか	〃	〃
第33号	糸美裕	〃	59・8・1	八頭郡船岡町	糸美	第11たにふじ	〃	〃
第34号	富士栄光	〃	59・10・28	西伯郡西伯町	気高富士	第3みやくら	〃	〃
第35号	茂高	〃	60・1・16	気高郡鹿野町	高茂	ふじひでこ2	〃	〃
第36号	国栄	〃	60・4・5	八頭郡智頭町	国平茂	ちづさかえ	〃	〃
第37号	花茂	〃	60・9・4	〃	高茂	はなさき	〃	〃

第38号	茂 裕	"	60・12・6	日野郡日野町	"	うめ3	"	"
第39号	豊 富	"	60・12・15	東伯郡関金町	富士豊	ますおすぎもと	"	"
第40号	鶴 高	"	60・12・25	八頭郡用瀬町	糸北鶴	ことぶき2	"	"
第41号	糸金波	"	61・2・10	" 智頭町	"	まるげん	"	"
第42号	ゾラウンデール ローヤルホープ	ホルスタ イン	51・4・17	カナダ	レオクフイールド フオソドホープ	ゾラウンデール アイデアルローヤル	2級	"
第43号	ラントラソドク チーフリビューク	"	54・3・31	アメリカ	ポニーフアーム デーリソングアーム	ラントラソド ラニキスラッキー	"	"
第44号	花藤気高	黒毛和種	55・12・5	東伯郡関金町	気高富士	たみやまがみ	1級	倉吉市 有限会社西日本産業
第45号	第2国気高	"	58・6・10	倉吉市	国 気 高	みき28	2級	"
第46号	第2気高富士	"	54・12・15	"	気高富士	くにもり	1級	"
第47号	第5気高富士	"	57・6・28	"	"	こちくさ	"	"
第48号	第3気高富士	"	58・2・13	東伯郡関金町	"	みほ	2級	"
第49号	第8尖戸花気高	"	60・8・8	倉吉市	第5気高富士	はなぐわ	"	"
第50号	糸 気 高	"	56・5・12	八頭郡智頭町	第7糸桜	第7むらちか	"	"
第51号	郷花富士	"	56・1・26	倉吉市	気高富士	ますおまき	"	"
第52号	第5国気高	"	60・2・19	"	国 気 高	たみやまがみ	"	"
第53号	第2晴茂	"	60・11・8	日野郡日南町	高 茂	よしひめ	1級	倉吉市 増井節雄

第54号	鳥茂波	"	60・11・5	八頭郡智頭町	城茂	第6もとえ	"	倉吉市 山田 覚
第55号	森栄山	"	61・1・5	倉吉市	森 氣 高	じゆんえいこう	2級	倉吉市 山口 収
第56号	バイキンゾグ、リア ジエネテツク、トリ ケム83-1972	デュロツク	58・10・28	西伯郡名和町	バイキンゾグ ジエネテツク サボ71-6	リアソングワイルド トリケム82-56	"	東伯郡東伯町 東伯町農業協同組合
第57号	6204アリアトヨ ビケトリテ1-8	ランソブレ ニス	61・8・4	" 西伯町	6アリアトヨ	5261クニエール ビケトリテ5-8	"	西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場
第58号	イワ85-4180- 5155-5192	大ヨーク シヤ	60・3・16	岩手県	イワ84-3267 3230-4180	イワ84-3248 -3172-4155	"	"
第59号	6073 フキード クニモンスター1-4	"	61・4・14	西伯郡西伯町	ハークラストソフキード センタ-84-188	5048ソソフタ クニモンスター8-2	"	"
第60号	6285クニモンスター ビュンテイフル 9-9	"	61・9・8	"	クニモンスター クテラ82-6065	2046ソソテール ビュンテフル	"	"
第61号	300 アリアレント バイオニテ4-4	ランソブレ ニス	61・4・3	"	63アリア トヨレント3-3	379 バイオニテ クラスレント3-4	"	"
第62号	クニモンスター デソバ-85-6003	大ヨーク シヤ	60・2・25	茨城県	クニモンスター スキツバ-81-6165	クニカスカタナ デソバ-83-7294	"	"
第63号	クニカスカタナ スキツバ-85-6008	"	"	"	クニカスカタナ チヤレンジヤ、 82-6384	クニカスカタナ スキツバ- 83-7332	"	"
第64号	クニカニミラース 86-6095	"	61・4・3	"	クニカニミラデー 84-6298	クニモンスター ミラース84-7166	"	"
第65号	クニカニミラース 86-6097	"	"	"	クニカニミラース 84-6163	クニカスカタナ デソバ-84-7161	"	"
第66号	6161クニモンスター デムエムダニ-5-6	"	61・6・1	西伯郡西伯町	4166クニモンスター サンデ-4-7	3263フクノテ-エム ダニ-13-11	1級	"
第67号	6173クニモンスター フクノカニレス5-6	"	61・6・2	"	"	"	"	"
第68号	エフビーバソク トリケム85-3244	デュロツク	60・2・27	東伯郡北条町	ゼソノ-20355 エフビーバソク 4-1625	トツテラソフ スベシヤル トリケム84-2977	2級	"
第69号	スベシヤルソソ ソフ トリケム85-893	"	60・7・19	"	ゼソノ-2020 スベシヤルソソ 3-1642	ロンソグレット ワイルドトリケ ム80-1892	"	"

第70号	177フレンジン リテレスル5-9	"	60・9・27	西伯郡西伯町	フレンジン リテレスル5-9	71レズ ラソラレット 3-8	"	"
第71号	230ローヤルスタ ツォールド5-1	"	61・1・24	"	ゼンノ スタツド4-1734	257ウオー ロード 4-7	1級	"
第72号	1レツドロー ツォールド4-4	"	61・4・4	"	55レツ ツォール ドロー 2-8	263ウオー ロード 6-8	"	"
第73号	6088トレン ツォールド10-7	ハン ツォ	61・7・16	"	トレン ツォール ドロー 58-1119	1090ジ ツォール ドロー 14-6	2級	"
第74号	福着土井	黒毛和種	54・5・30	"	伯耆土井	ふなひめ1	"	西伯郡西伯町 貞紀
第75号	伯耆土井	"	51・9・1	"	安美土井	たみ3	"	"
第76号	森 安	"	58・10・3	日野郡日南町	森 気 高	第18やすみ	"	"
第77号	第2藤船	"	57・9・23	西伯郡西伯町	安 波	ふなば	"	"
第78号	大栄光	"	56・6・5	"	第12栄光	はるよし2	"	日野郡日野町 大 宏
第79号	糸 栄	"	55・12・18	日野郡日南町	第7糸桜	のぶきよ	"	"
第80号	寿 裕	"	59・12・20	日野郡溝口町	寿 高	しばひめ	"	"
第81号	大 豊	"	51・8・1	"	森 気 高	おく3	1級	"
第82号	第60栄光	"	60・8・16	西伯郡西伯町	大 栄 光	たず	2級	"
第83号	第61気高	"	61・4・10	米子市	気 高	第2みつたか	"	"
第84号	第55日豊	"	54・10・10	日野郡江府町	第8裕豊	第2たかみ	"	"

鳥取県告示第五百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり岸本町畑地土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事	野坂 勉	西伯郡岸本町岸本二九〇
"	小西 護郎	" 丸山二一一
"	井上 繁美	" 押口一一三
"	松原 俊之	" 久古一五一〇
"	西木 孝義	" 六二二
"	橋谷 仁志	" 番原四七二一一
"	取尾 勝夫	" 大原三八五
"	大前 直	" 口別所二三
"	岡本 俊雄	" 岸本二八五
"	有馬 重文	" 吉定六八〇一五
"	内田 保	" 清原七七一
"	小堀 行雄	" 小林六一七
昭和六十二年三月二十六日就任	任期四年	

鳥取県告示第五百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を昭和六十二年六月十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、以西土地改良区の定款の変更を昭和六十二年六月十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、仙津土地改良区の定款の変更を昭和六十二年六月十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、福部地区土地改良区の定款の変更を昭和六十二年六月十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業小竹地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年六月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申

し立てること。

鳥取県告示第五百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字屋敷谷上ミ平二一七四・字大平二一七六の八から二一七六の一〇まで・字塚ノ原二一七八・字釜ノ谷二一八三（以上六筆）について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百三十五号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する

同法第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安施設地区予定地の所在場所

- 1 次に掲げる土地に存する標柱一一号から標柱一五号までを順次直線で結んだ線及び標柱一一号と標柱一五号を直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
鳥取市栗谷町六四、六四の一
- 2 次に掲げる土地に存する標柱一六号から標柱一八号までを順次直線で結んだ線及び標柱一六号と標柱一八号を直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
鳥取市栗谷町六四の一、六五
- 3 次に掲げる土地に存する標柱一九号から標柱二五号までを順次直線で結んだ線及び標柱一九号と標柱二五号を直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
鳥取市栗谷町六五、江崎町一〇六
- 4 次に掲げる土地に存する標柱二六号から標柱四一号までを順次直線で結んだ線及び標柱二六号と標柱四一号を直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
鳥取市江崎町一〇六、一〇六の一、一〇六の三、馬場町一
- 5 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線によつて囲まれた区

域（次の図に示すとおりとする。）

（気高郡青谷町大字河原字上河原七六四の一、七六四次二、七六五、七六六、七六七次一、七六八の四）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- (二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに鳥取市役所及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 三・六・一号河原町宮川町線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 倉吉市字西出口、字東出口及び字福吉町地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・三・二号米子中央線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 米子市昭和町、道笑町四丁目及び長砂町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・十号皆生温泉環状線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 米子市皆生字丸池地内において事業地を変更し、皆生字林田を事業地に加える。
- 2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第五百三十九号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各管轄土木事務所並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 名称

2 区域

鳥取市覚寺字切石二八五の一部、二八五―一の一部、二八五―二の一部及び二八六―一の一部、字土居ノ前四〇六の一部、四〇七―一の一部及び四〇七―二の一部、字下土居四〇八―一、四〇八―二、四〇九、四一〇―一の一部、四一〇―二、四一〇―三の一部及び四一〇―四の一部、字上ノ山八七三―一の一部、八七三―三の一部、八七三―四の一部、八七四―一の一部、八七四―二から八七四―四まで、八七四―次一、八七五―一、八七五―二の一部、八七五―三の一部、八七五―四、八七五―五の一部、八七五―六及び八七五―七の一部並びに字正福寺山八七六の一部、八八一―五の一部及び八八一―一の二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二 1 名称

2 区域

伏野地区災害危険区域

三 1 名称

2 区域

引地地区災害危険区域

鳥取市伏野字狭間谷ノ三 九六五から九六七までの一部、字屋敷九六八から九七一までの一部、九七三の一部、九七四―一の一部、九七四―二の一部、九七八―一の一部、九七八―二の一部、九七八―三、九七八―六の一部、九七九、九八〇の一部、九八一の一部、九八二―一の一部、九八三の一部、九八四から九八七まで、九八八の一部、九九一の一部、九九二の一部、九九五の一部、九九六、九九七の一部、九九八の一部、一〇〇〇の一部、一〇〇〇―一、一〇〇〇―二、一〇〇〇三の一部、一〇〇〇六の一部、二〇二二の一部、二〇二三の一部、二〇二四、二〇二五、二〇二六から二〇一九までの一部、二〇二〇―一の一部、二〇二二の一部及び二〇二二―一の一部、字屋敷ノ巻一〇〇九の一部、一〇二〇の一部、一〇二六の一部、一〇一八の一部、一〇二三の一部、一〇二五―一の一部、一〇二五―二の一部、一〇二九―一の一部、一〇三二の一部、一〇三三の一部、一〇三三―一の一部、一〇四〇の一部、一〇四一の一部、一〇四二から一〇四五までの一部、二〇〇六の一部、二〇〇六の二、二〇〇六の三の一部、二〇〇七―一の一部、二〇〇七―二の一部、二〇〇八、二〇〇九―一、二〇〇九―二、二〇〇九―四の一部、二〇一〇―一の一部及び二〇一〇―二の一部、字竹ノ谷ノ二 一八九二の一部並びに字西風前一九八三―一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

気高郡青谷町大字絹見字飯田三九一の一部及び三九二、字引地前

一〇七、一〇七一、一〇八から一一二まで、一一二、一一四
 一及び一一五の一部並びに字屋敷廻り上エ三三〇一三の一部、三
 三〇一四、三三〇一五の一部、三三〇一七の一部、三三〇一八、三
 三〇一九、三三〇一〇の一部、三三〇一一から三三〇一五ま
 で、三三〇一六の一部、三三〇一三〇の一部、三三〇一三四の一
 部、三三〇一三六の一部、三三一一三の一部三三一一四の一部、三
 三一一五、三三一一六、三三一一七の一部、三三一一八、三三一
 九、三三一〇の一部及び三三一一七の一部並びにこれらと一
 体をなす国有地

七 1 名称

余戸(第二)地区災害危険区域

2 区域

八頭郡佐治村大字余戸字谷五五六の一部、五五七の一部、六二九
 の一部、六二九一の一部、六三一一の一部、六三二一の一部及び
 六三三一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

八 1 名称

服部地区災害危険区域

2 区域

倉吉市服部字日南屋敷六一九の一部、六二〇の一部、六二一一
 の一部、六二一一二の一部、六二二一二、六二四一二の一部、六二
 四一三の一部、六二五一二、六二六、六二七及び六二九から六三三
 まで、字出口六三四、六三五の一部、六三六一の一部、一三四一
 から一三四三までの一部及び一三四六の一部、字穴田六七七一の一
 部、六七七一三の一部、六七七八の一部、六七九、六八〇一の一

部、六八〇一二、六八二、一三五七の一部及び一三五九の一部、字
 柿原六八三、六八三一次一、六八三一二、六八四一一、六八四一二、
 六八五から六八九まで、六九〇の一部、六九一、六九二、六九三の
 一部、六九五の一部、六九六一及び六九七から七〇〇まで、字太
 田七〇八一二の一部、並びに字日南山八九四の一部、九〇〇一三の
 一部、九〇〇一七、九〇〇一八、九〇〇一九の一部、九〇〇一二
 から九〇〇一八までの一部、九〇〇二五の一部、九〇〇二六
 の一部、九〇〇二七、九〇〇二八の一部、九〇〇三三から九
 〇〇三八まで、九〇〇三九から九〇〇四一までの一部及び九
 〇〇四四から九〇〇四五まで並びにこれらと一体をなす国有地

九 1 名称

田住地区災害危険区域

2 区域

西伯郡会見町田住字萬歳五四一の一部、五七三の一部、五七三
 一の一部、五七四、五七五の一部、五七六の一部及び五七六一の
 一部

十 1 名称

浅井地区災害危険区域

2 区域

西伯郡会見町浅井字榎田四〇七の一部、四〇八の一部、四〇九
 二の一部、四〇九一三から四〇九五まで及び四一〇の一部並びに
 字東屋敷四六四一四の一部、四六五から四六九までの一部、四七五
 の一部、四七六の一部、四七七一一から四七七一三まで、四七八一
 一から四七八一三までの一部、四八一の一部で、四八二一一の一部、

四八二一、五〇三の一部、五〇四、五〇五の一部、五〇五一一、五〇六から五〇八までの一部、五〇八一の一部及び五〇九の一部並びにこれらと一体をなす国有地

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招雑した。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日時 昭和六十二年六月二十六日(金)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一
鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任免について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類	型式		製造業者名
	型	式	
ぱちんこ遊技機	パニック	五号	株式会社 三洋物産
	バスケット	II	
	ルーレット	A	株式会社 三洋物産
	キングライダー		
	パンドラ	D	
	ツイーンサンバ		奥村遊機株式会社
	ユニット		
	フォーク	カス	マルホン工業株式会社
	ニューベガ	カス	株式会社 三星
	パイキング	マスター	株式会社 パル工業
テキサス		株式会社 バルテック	
回胴式遊技機			

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和62年 6月23日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 試験の期日

昭和62年10月14日（水）及び同月15日（木）

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。）都道府県立農業講習施設（短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を受講資格とする修業年限2年以上のものに限る。）又は財団法人農民教育協会鯉刈学園普及専攻科において農業（生活改良普及員資格試験にあつては、家政（生活を含む）。以下同じ。）に関する正規の課程を修めて卒業した者又は試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者
- (2) 短期大学、農業講習施設（(1)の農業講習施設を除く。以下「都道府県立農業講習所」という。）、都道府県立農民研修教育施設（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。以下同じ。）、財団法人農

民教育協会鯉刈学園若しくは学校法人自由学園最高学部第二部において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、果樹試験場、野菜試験場及び茶業試験場農業技術研修規程（昭和86年農林省告示第1360号）による研修課程を修了した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和84年農林省告示第416号）による研修課程を修了した者で、卒業又は研修課程修了後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年（農業に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年）以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及指導

(3) 短期大学、都道府県立農業講習所若しくは都道府県立農民研修教育施設において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関において農業に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年（農業に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年）以上に達するもの

(4) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程(昭和26年文部省令第18号)による検定に合格した者で、卒業又は検定期間又はこれらの期間を通過した期間が6年以上に達するもの

(5) 次の表の試験区分ごとに、各項目に対応した学科欄に掲げる大学(短期大学を除く。)の学科の正規の課程を修めて卒業した者又は試験実施日から起算して1年以内に卒業見込みの者で、当該項目に対応する履修科目欄に掲げる科目のうち5科目以上を履修しているもの(該当科目の履修を証明する書類を提出し、知事の認定を受けたもの)

区分	項目	学 科	科 目
農業改良 普及員 資格試験	農業・園芸	理科 教育科	植物生理学 植物分類学 植物生理学 植物形態学 物理化学 有機化学 分析化学 遺伝学
	農芸化学	理科 教育科	有機化学 分析化学 物理化学 植物生理学 統計学
	農業機械	工科	機械工学 計測工学 工業力学 応用数学 電気工学
	農業土木	工科	水工学 測量学 土質力学 構造力学 水理学 土木材料学 土木施工法 水文学
	農業経済・ 農業経営	経済科 経営科	経済学 農業経済学 簿記 経営学 統計学
生活改良 普及員 資格試験	被服	教育科	被服材料学 被服整理学 被服構成 服飾美学 染色学
	食物	農科 理科 教育科	栄養化学 食品化学 食品保藏学 食品衛生学 食品微生物学 食品物理化学 食品化学 生物化学
	住居	工科 教育科	環境工学 都市計画 設計製図 建築設備 住居史

家庭管理	文科 教育科	経済科	家庭法律学 統計学 生活福祉論 社会学原論 社会学原論 経済史 経済原論	社会調査
児童	文科 教育科	発達心理学 教育史 臨床心理学 青年心理学 人間関係学 精神衛生		

(6) その他

ア 外国にある学校を卒業した者は、当該学校の修学年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本の学校を卒業した者とみなす。

イ 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職機関と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とし、筆記試験は改良普及員として必要な教養並びに農業についての専門的技術及び知識に関する事項について、口述試験は社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

(2) 筆記試験は、次表のとおり左欄に掲げる区分に応ずる必須項目及び選択項目について行う。

区 分	必須項目	選 択 項 目
農業改良普及員 資格試験	教育概論 農業経営	作物園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 家畜飼養 家畜衛生 家畜育種及び家畜繁殖 土壌肥料 栄養化学 農産製造 農業水利 土地改良 農業機械 農業経済 植物生理 農村社会学 統計学
生活改良普及員 資格試験	教育概論 家政学原論	被服材料学 被服構成学 被服整理学 栄養学 食品学 調理学 生物化学 微生物学 住生活学 住居環境学 設計製図 家庭経済学 社会福祉学 発達心理学 精神衛生学 家庭物理化学 保健衛生学 農村社会学

(3) 必須項目についての筆記試験は、択一式又は記述試験（以下「択一・記述試験」という。）とする。また、選択項目についての筆記試験は択一・記述試験及び論文試験とし、受験者は、択一・記述試験にあつては4項目を、論文試験にあつては1項目を、それぞれ選択項目のうちから選択するものとする。この場合において、受験者は、択一・記述試験と論文試験とにおいて同一の項目を重複して選択することができる。

5 受験手続

- (1) 受験者は、受験願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事（鳥取市東町一丁目220鳥取県農林水産部農業改良課）に提出すること
- ア 履歴書（様式第2号）
- イ 受験資格を有する者であることを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4cm、横3cmの大きさのもの）

(2) 受付期間

昭和62年7月6日（月）から同年8月20日（木）まで

なお、郵送による申込みは、昭和62年8月20日（木）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(3) 受験者は、受験手数料として2,600円の鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納入すること（この場合、消印をしないこと）。また、県外からの受験者は、現金書留で2,600円を納付すること。

なお、既に納付した手数料は還付しない。

6 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に鳥取県公報により公表するとともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。

7 その他

試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部農業改良課（電話0857—26—7273）に照会すること。なお、郵便で照会する場合は、返信用封筒に60円切手をはりつけたものを同封すること。